

説明資料 3

景観形成基準（案）の例

過去に地区指定をした中で、駅前を区域とした「雀宮駅周辺地区」の景観形成基準の考え方を参考として示したもの

項目	景観形成基準	効果	方針	
建築物・工作物	建築物の位置・配置	○開放的な街並みの形成 ・壁面後退 ・低い囲い	⑥歩行者にゆとりや開放感を与える	西② 東①
	形態・意匠	○賑わいの仕掛け ・開放的な造り ・店先や庭先にベンチを設置	④賑わいや憩いの場の創出	西① 東③
		○統一した装飾の設置 ・照明や広告物などの統一	①まとまりのある街並み景観の創出	西② 東②
		○地場産材の活用 ・大谷石の使用	⑦本市独自の特色ある街並みの形成	西② 東②
	色彩	○周辺と調和する色彩 ・住宅地景観と調和	②周辺と調和した街並みの形成	西② 東①
	建築設備類	○建築設備類の配慮 ・道路から見えない場所への設置 ・目隠し等の修景	⑧すっきりとして落ち着いた街並み景観の創出	西① 東②
	照明	○照明の設置 ・間接照明アプローチライト等の設置 ・ガーデンライトや門灯の設置	③夜間景観の演出	西① 東①
緑化	○季節感のある花や緑による緑化 ・空地部分、附属駐車場への花壇などの設置 ・道路に面する部分の緑化	⑤彩りとうるおいの創出	西③ 東③	
その他	○市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守。			